

八街市告示第37号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成17年3月23日から効力を生ずる。)

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
吉倉	起シ田	吉倉	新田谷津	171の8 178の3 178の29 178の42 178の43 178の45 178の46 178の51 196の139
吉倉	新田	吉倉	新田谷津	178の24 196の22 196の23 196の39 196の86 196の90 196の173 196の175
吉倉	新田谷津	吉倉	起シ田	561の7 567の45 567の82 567の84 567の86 567の88 568の61 568の64
吉倉	新田谷津	吉倉	新田	207の43 207の51~207の54 207の94
備考 上記の土地の表示は、平成16年11月18日現在の土地全部事項証明書によるものである。				

平成17年3月23日

八街市長 長谷川 健一